

釧路市移動系防災行政無線IP無線機導入事業
公募型プロポーザル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、釧路市が発注する「釧路市移動系防災行政無線IP無線機導入事業」の契約に際し、公募した者の中から当該事業の目的及び内容に最も適した者をプロポーザル方式により選定（以下「公募型プロポーザル方式」という。）し、随意契約を行うことについて、基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において公募型プロポーザル方式とは、釧路市移動系防災行政無線IP無線機導入事業の受託者を選定する場合において、事業者等の参加意欲を反映し、技術適性を的確に把握するため、あらかじめ釧路市移動系防災行政無線IP無線機導入事業の概要及び参加資格等を告示し、企画提案書の提出を希望する事業者等から参加表明書の提出を求め、提出された参加表明書により参加資格の確認を行い、企画提案書の提出を要請する事業者等を選定した後に、当該事業者等から企画提案書の提出を求め、かつ原則としてヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該事業の内容に最も適した事業者等（以下「最良提案者」という。）を選定する手続をいう。

(審査委員会)

第3条 市長は、公募型プロポーザル方式による事業者等の選定を行うため、評価基準の適否及び企画提案内容等を審査し、契約の相手方を適正に選定するための「釧路市移動系防災行政無線IP無線機導入事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会の設置に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(公募型プロポーザル方式参加希望者の公募)

第4条 市長は、企画提案書の提出期限の前日から起算して概ね15日前に公募内容を、告示その他の方法により周知するものとする。

(公募型プロポーザル方式参加希望者の要件)

第5条 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げる要件

に該当するものとする。

- (1) 平成29・30年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、「事務用機器」または「産業機械」業者として登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 本市から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 他自治体において当該事業の導入実績があること。

（公募型プロポーザル方式の参加申請）

第6条 公募型プロポーザル方式に参加希望しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）に、別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、参加表明書の提出期限の設定にあたっては、告示を開始する日の翌日から起算して概ね7日とするものとする。

（公募型プロポーザル参加希望者の要件の審査及び参加事業者の選定）

第7条 市長は、第5条各号に規定する要件に基づき、企画提案書の提出を要請する参加者等の選定を行うものとする。

（選定結果の通知）

第8条 市長は、前条の選定結果に基づき、要件を満たしていないと認められた者（以下「非参加要請者」という。）に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知に際して、当該通知をした日の翌日から起算して5日以内（釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）に要件を満たしていないと認めた理由について説明を求めることができる旨、併せて記載するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づく理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、当該非参加要請者に対し書面により回答するものとする。

(企画提案書の提出要請)

第9条 市長は、第7条の選定結果に基づき、要件を満たしていると認められた者に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。

2 市長は、企画提案書の提出期限の設定にあたっては、前項の提出要請を行った日の翌日から起算して概ね7日間とするものとする。

3 企画提案書提出に係る質問の受付期間は、企画提案書提出要請を行った日の翌日から起算して概ね5日以内とする。

(最良提案者の選定)

第10条 市長は、最良提案者の選定を行うため、委員会において企画提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行う。

2 市長は、前項の審査結果に基づき最良提案者及び選定されなかった者に書面により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づく通知には審査結果がわかる書類を付すものとする。

(随意契約)

第11条 市長は、釧路市移動系防災行政無線IP無線機導入事業の契約に際しては、競争入札によらず、最良提案者と随意契約を行うことができるものとする。

(事務局)

第12条 公募型プロポーザル方式による実施に関する庶務を処理するため、事務局を釧路市総務部防災危機管理課に設置する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、公募型プロポーザル方式に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 8月 7日から施行する。